

市民委員を募集

行財政改革 検討懇談会

市は、健全な行財政運営の確立を図り、将来のまちづくりを確かなものとするため、平成23年度を初年度とする、第5次行財政改革実施計画を平成23年4月に策定しました。実施計画の期間は3年間で、毎年改定していく予定です。

それに伴い、行財政改革実施計画の進捗状況を点検し、意見や提言をいただくため、「行財政改革検討懇談会」を設置し、懇談会に参加していただく委員を募集

します。
 △対象者 市内在住・在勤
 ・在学者で満17歳未満。
 ※市が設置している他の審議会等の市民公募委員および第5次行財政改革検討懇談会市民公募委員であった人は除く。
 ▽募集人数 1人

▽任期等 委嘱日(平成24年2月予定)から約3年。任期中、委員として平日の昼間(平日)に開催予定年1~2回)の懇談会に出席していただきます。
 ▽応募方法 「八幡市における行財政改革について」をテーマにした800字以

内の小論文に住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入のうえ、〒614・8501市役所 政策推進課へ郵送または直接提出。
 ※提出された小論文は返却できません。
 ▽締め切り 12月22日(木)必着
 ▽選考 小論文で審査
 ◆問い合わせ 政策推進課

委員として平日の昼間に開催予定の委員会(8回程度)に出席していただきます。
 (月)に開催する予定です。
 ▽応募方法 応募用紙(福祉総務課に設置。市ホームページからもダウンロード)に必要事項を記入し、「地域福祉」をテーマにした800字以内の小論文を添えて、〒614・8501市役所)福祉総務課へ郵送または直接提出。
 ※提出された応募書類は返却できません。
 ▽締め切り 12月12日(月)必着
 ▽選考 応募書類で審査し、選考結果は、応募者全員に文書で通知します。
 ◆問い合わせ 福祉総務課

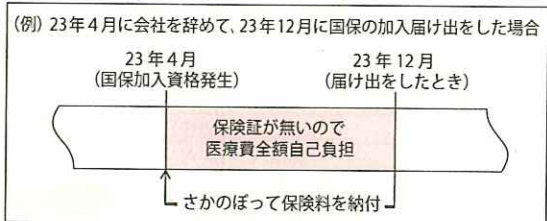
私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険は、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。
 国民健康保険(国保)はこれらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居している)でも加入できない場合(あり)に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、

国保加入・脱退の 届け出は14日以内に

国保に加入することになり、国保に加入するときは脱退するときは、届け出が必要で、必ず14日以内に市役所の国保担当窓口へ届け出てください。

加入手続きが遅れると

届け出をした日からは、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(溯及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。



国保、後期高齢者医療制度加入者に 人間ドック費用を補助

国民健康保険(国保)加入者と後期高齢者医療制度加入者を対象に、半日人間ドックの受診費用を補助します。本年度は、10月に追加募集を行いました。定員に満たなかったため、再募集します。

▽申込期間・場所
 12月1日(木)~平成24年1月31日(火)
 市役所1階・国保医療課

午前8時30分~午後5時15分(ただし、土・日・祝日と、年末年始の12月29日~1月3日は除く)
 ※定員になり次第、受け付けを終了します。

地域福祉計画 策定委員会

市は、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して暮らせる地域づくりを実現させるため、社会福祉協議

会と共同で「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。地域福祉推進のための調査および検討を行う等、計画策定にご協力いただく委員を募集します。
 ▽対象者 市内在住・在勤

・在学者で、満18歳以上75歳未満。
 ※市が設置している他の審議会等の市民公募委員は除く。
 ▽募集人数 3人以内
 ▽任期等 委嘱日から平成25年3月末まで。任期中、



と特定健康診査、後期高齢者健康診査を重ねて受診することはできません。市から特定健診の受診券が送られてきた人は、人間ドック申込時にお返しください。
 ▽申し込みに持参するもの
 保険証と印かん
 ▽受診期間 利用券到着後(申込後、利用券を送付します)~平成24年3月31日(土)

▽自己負担 受診費用の3割相当額(一人当たり1万円程度。医療機関・男女により金額は、異なります。市が契約している検査

◆問い合わせ 国保医療課

脅かされる! 市民の安全



消火栓用器具格納箱(ホース格納箱)に収納している消火栓専用の開閉キー、消火栓との結合金具(スタンドパイプ)、放水用の筒先の盗難が多発しています。火災の時の初期消火ができなくなり、多くの市民の生命を脅かす犯罪は許せません。
 格納箱から勝手に器具を持ち出す不審者や格納箱内の必要な器具の紛失に気がつかれましたら、消防署に通報していただきますようお願いいたします。

◆問い合わせ 消防署(☎0801-4119)

保険料は 納期内に納付を!

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料は納期内に納付をお願いします。

納期限を過ぎると督促状が送付され、督促手数料や延滞金が増加されます。

便利な口座振替の利用を



安心・確実・便利な口座振替を利用していただくには、口座振替の申し込み、金融機関には申込書がない

場合(あり)または市役所の保険料収納課でお願いします。
 ◆問い合わせ 保険料収納課

東日本大震災関連

被災地から避難された皆さんへ
 市では、東日本大震災で被災し、市内に避難して来られた皆さんに生活の支援を実施しています。
 総務課で被災者登録をし、発行された被災者確認書を基に、各担当課が各種支援を行います。
 なお、被災者登録の受け付けは、国の事業に合わせ終了しますが、時期は未定です。

◆問い合わせ 総務課

木造住宅の耐震改修工事について

改修費用を助成

地震による住宅の被害を最小限にするためには、耐震性の確保が重要です。市では、昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成している市内の木造住宅を対象に、耐震改修費の助成を行っています。

- ▽補助金額 対象工事費の4分の3に相当する額(上限90万円)
- ▽対象住宅・工事 次の①～③に該当するもの
 - ①昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成している市内の木造住宅
 - ②改修後評点を1・0以上に向上させるもの
 - ③木造住宅で、延床面積の2分の1以上を住宅として使用している

着工され、現に完成している。改修後評点を1・0以上に向上させるもの。木造住宅で、延床面積の2分の1以上を住宅として使用している。申請方法、申請書に必要書類を添えて、住宅所有者または居住者が申請。受付期間、平成23年12月28日まで(平成24年2月末工事完了のもの)。申請前に契約および着工しているものは対象外。賃貸住宅は所有者の同意が必要。

固定資産税の2分の1相当額を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。【減額される要件】昭和57年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。

改修工事完了した期日

平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修工事完了した2年間。平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修工事が完了し、1年間【減額の範囲】工事完了の翌年度よりその家屋の固定資産税額(1・20)に相当分までに限る。

【手続き】

改修工事完了後3カ月以内に、地方公共団体、建築士事務所に登録する。建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関のいずれかが発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書と領収書(写し)を添付し申請してください。【減額の期間】平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修工事完了した2年間。平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修工事が完了し、1年間【減額の範囲】工事完了の翌年度よりその家屋の固定資産税額(1・20)に相当分までに限る。

市税は納期内に納付を

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は、納期限までに取り扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎると督促状が送付され、徴収権限が京都府税務機構に移ります。【京都府地方税機構】は、京都府と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を行う広域連合です。【便利な口座振替の利用を】口座振替を利用すると、

平成17年の各年分に納め過ぎとなつての所得税は、所得税署で手続きすると還付になります。

平成17年の各年分に納め過ぎとなつての所得税は、所得税署で手続きすると還付になります。市でも、平成13年度(平成12年分所得)より平成18年度(平成17年分所得)に、該当する保険年金等にかかる納め過ぎになっている個人住民税相当額(八幡市で課税したものを)を交付します。この適用を受けるには、平成24年10月31日までに手続きが必要。詳しくは、お問い合わせください。【問い合わせ】市民税課

償却資産の申告は1月31日までに

会社や工場、商店、農業などの事業のために使用している構築物、機械、備品などが償却資産です。

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在・種類・数量・取得時期・取得価額・耐用年数などの償却資産課税台帳の登録および価格の決定に必要な事項を1月31日までに申告しなければなりません。

なお次の①～④は、課税対象になりません。

- ①耐用年数1年未満の資産
 - ②取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されるもの(少額償却資産)
 - ③取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの(一括償却資産)
 - ④自動車税および軽自動車税の対象となる車両
- ◆問い合わせ 資産税課

■資産の種類

構築物	構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他土地に定着する土木設備など
	建物附属設備	受・変電設備、建物から独立した設備など(家屋に含めて評価されるものは除く)
機械および装置	機械および装置	建物の所有者と異なるものが施工した造作など
	船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、ほしけ、漁船など
車両および運搬具	船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、ほしけ、漁船など
	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
工具、器具および備品	車両および運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、貨車など
	工具、器具および備品	パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務机、椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など

■業種別の主な課税対象償却資産の例

各業種共通のもの	駐車場設備、舗装路面、受・変電設備、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、看板、広告塔、中央監視設備、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、パソコン、コピー機、金庫、エアコンなど
農業	ビニールハウス、果樹棚、耕運機、田植機、脱穀機、乾燥機、コンベヤー、コンバイン、草刈機など
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、レジスター、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房(ちゅうぼう)設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、製氷機、衛生設備など
理容業・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、レジスター、テレビ、接客用家具、広告塔など
医院・歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CTスキャン他)、各種キャビネットなど
工場	受・変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、動力用電気設備、貯水設備、作業用照明設備、福利厚生設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル(バックホー)、ホイローラー、コンクリートカッター、フォークリフト、ミキサー、ポンプ、ボータブル発電機など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板など
不動産貸付業	受・変電設備、中央監視制御装置、門・塀・緑化施設等の外溝工事、駐車場等の舗装および機械設備など
旅館・ホテル	厨房設備、客室備品、洗濯設備、ボイラー、製氷機、カラオケセット、接客用家具・備品、ステレオ、ピアノ等の楽器、放送設備など
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、立体駐車場およびその設備など
自動車整備業・ガソリン販売業	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、ジャッキ、コンプレッサー、洗車機、溶接機、地下槽、ガソリン計量機、照明設備、独立キャノピー、プレス、スチームクリーナー、充電器など

ひったくり注意!

- ① うしろから近づくバイクに注意!
- ② 手提げカバンは道路と反対側に持つ!
- ③ 自転車の前かごには防止ネットを!

何度も同じところをバイクでウロウロするよう不審者を見かけたら特徴を覚えて通報を!



八幡警察署 ☎931-0110

なお、振替(払込)は、来年度分からとなります。◆問い合わせ 納税課

市職員の給与等の状況

市の職員数や給与、特別職の報酬等の概要をお知らせします。市職員に支給される給与は、地方公務員法第24条の規定により、国および他の地方公共団体の給与等を考慮して市条例で定めています。

また、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料などを差し引く前の額で、いわゆる「手取り額」ではありません。◆問い合わせ 人事課

職員の任免および職員数

◆職員の採用および退職の状況 (平成22年度)

採用者数		退職者数	
職種	採用者数	退職事由	退職者数
事務職	27人	定年退職	29人
技術職	4人	勤奨退職	6人
保健師	3人	普通退職	7人
保育士	5人	その他	1人
消防職	2人	計	43人
幼稚園教諭	3人		
計	44人		

職員の給与

◆人件費の状況 (平成22年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (23年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
73,414人	25,061,052千円	429,182千円	6,068,144千円	24.2%	27.0%

(注)人件費は、職員に支払う給与のほか、市議会議員、各種委員に支払う報酬等も含まれます。

◆職員給与費 (平成23年度普通会計当初予算)

職員数 A	給与費			計 B	1人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤奨手当		
565人	2,292,817千円	476,378千円	837,957千円	3,607,152千円	6,384千円

(注)職員手当には扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当等があり、退職手当は含みません。

◆部門別職員数 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成22年	平成23年	
一般行政部門	議事総務	7人	5人	△2人
	総務	80人	83人	3人
	税務	32人	32人	0人
	労働	1人	1人	0人
	農林水産	7人	7人	0人
	商工	5人	5人	0人
	土木	33人	35人	2人
	民生	141人	147人	6人
	衛生	70人	66人	△4人
	小計	376人	381人	5人
特別行政部門	教育	90人	90人	0人
	消防	68人	69人	1人
公営企業等会計部門	水道	20人	18人	△2人
	下水道	12人	9人	△3人
	その他	31人	33人	2人
	小計	63人	60人	△3人
合計		597人	600人	3人

(注)職員数は一般職に属する職員数で、教育長を含みます。



◆職員の年齢、給料月額および給与月額 (平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.8歳	337,000円	417,442円
技能労務職	49.5歳	363,900円	420,672円

(注)①「一般行政職」とは、事務など職員構成比が一番高い職種(税務、水道、消防、保育園、幼稚園等を除く)で、「技能労務職」とは、調理、庁務、清掃等の職種です。
②「平均給料月額」は、各職種ごとの職員の基本給の平均額です。
③「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

◆職員の初任給 (平成23年4月1日現在)

区分	初任給	2年後の給料
大学卒	172,200円	185,800円
高校卒	144,500円	155,700円

(注)初任給は、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の給料の額です。

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成23年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	247,800円	292,020円	336,425円
高校卒	214,600円	260,100円	297,400円

(注)「経験年数」とは、採用前の職務経験の換算年数と、職員としての在職年数の合計期間です。

◆一般行政職の級別職員数 (平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前構成比	5年前構成比
1級		58人	18.6%	12.2%	5.2%
2級	主事・技師の職務	31人	9.9%	8.3%	3.9%
3級	主任の職務	38人	12.2%	8.9%	15.6%
4級	係長、主査の職務またはこれに相当する職務	75人	24.0%	10.2%	5.2%
5級	課長補佐の職務またはこれに相当する職務	31人	9.9%	35.0%	47.1%
6級	困難な業務を行う課長補佐の職務	0人	-	-	-
7級	課長の職務またはこれに相当する職務	52人	16.7%	17.1%	15.2%
8級	部長の職務またはこれに相当する職務	27人	8.7%	8.3%	7.8%

(注)①八幡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
②国の行政職俸給表(一)の級別標準職務表との整合性を図るため、平成23年4月1日付で3級から5級に係る標準的な職務を3級は主任、4級は係長および主査、5級は課長補佐とする見直しを行いました。

職員の手当

◆期末手当・勤奨手当

八幡市		国	
1人当たり平均支給額(22年度)		-	
1,550千円			
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤奨手当	期末手当	勤奨手当
2.6月分	1.35月分	2.6月分	1.35月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5%~15%		役職加算 5%~20%	
		管理職加算 10%~25%	

◆退職手当 (平成23年4月1日現在)

八幡市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 24,142千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

◆その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	国の制度
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○扶養親族1人 各6,500円 ○特定期間に係る加算金 各5,000円	66,194千円	229,045円	同じ
住居手当	○借家等 家賃月額12,000円超対象 支給限度額27,000円 ※持家に係る手当は平成22年4月1日付で廃止	19,909千円	276,514円	同じ
通勤手当	○交通機関利用者 通勤に要する運賃の6月定期相当額を一括支給 1月当たり55,000円が限度 ○交通用具使用者 自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額3,000円から30,500円を支給	39,191千円	98,967円	交通用具使用者 自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額2,000円から24,500円を支給
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対し、職責に応じて支給 部長職 63,000円 部次長・参事 59,000円 課長職 44,500円 主幹 42,500円	61,070千円	581,619円	管理・監督の地位にある職員に対し、職責に応じて俸給の特別調整額として、34,900円から139,300円を支給

◆地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	74,331千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	130,177円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
八幡市	3%	571人	3%

(注)条例改正により、支給率を9%から3%に引き下げました。(平成22年4月1日施行)

◆特別職の報酬等 (平成23年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 910千円 副市長 765千円
報酬	議長 550千円 副議長 500千円 議員 470千円
期末手当	(22年度支給割合) 2.95月分
退職手当	(算定方式) 市長 910千円×在職年数×550/100 副市長 765千円×在職年数×325/100

